

# 定 款

株式会社ク レスティック

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社クレストックと称し、英文では CRESTEC Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種ドキュメントの企画、制作、出版および販売、賃貸
- (2) 各種パッケージの企画、制作、販売、賃貸
- (3) 国内外の情報処理市場の調査およびその調査資料の販売、賃貸
- (4) 各種コンピューター用ソフトウェアの制作および販売、賃貸
- (5) コンピューターによる各種データーの制作、管理、販売、賃貸
- (6) 印刷物、コンピューター用ソフトウェア、ハードウェアの輸出入に関する貿易業務
- (7) 宣伝広告に関する製品、材料等の輸出入に関する貿易業務
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 有料職業紹介事業
- (10) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、11,995,600 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員数)

- 第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は8名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

### (選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### (任期)

- 第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

- 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 前2項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

### (取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
- 3 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をし

たときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

- 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

- 第37条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

- 第40条 剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 前項の配当金には、利息をつけない。

## 附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
- 2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。